



平成 27 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 トッパン・フォームズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 櫻 井 醜
(コード番号 7 8 6 2 東証第 1 部)
問合せ先 取締役財務本部長 福 島 啓 太 郎
(TEL. 0 3 - 6 2 5 3 - 5 7 2 0)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる対象が、業務執行取締役等を除く取締役およびすべての監査役に拡大されました。これらの役員についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 31 条(取締役の責任免除)および第 43 条(監査役の責任免除)を変更するものがあります。

また、本議案のうち第 31 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示す)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 31 条 (記載省略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする。	(取締役の責任免除) 第 31 条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 43 条 (記載省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 43 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額を限度とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以 上